

# 発電用原子炉施設の廃止措置

平成28年5月

原子力規制庁

1

## 本日、ご説明する内容

- ・廃止措置計画と保安規定
- ・廃止措置の流れ
- ・廃止措置の規制の考え方
- ・廃止措置計画の認可基準
- ・廃止措置計画の審査について

2

## 廃止措置計画と保安規定

○ 発電用原子炉の運転から廃止措置に移行するにあたっては、以下の2つの認可を受ける必要があります。

1. 廃止措置計画
2. 保安規程の変更

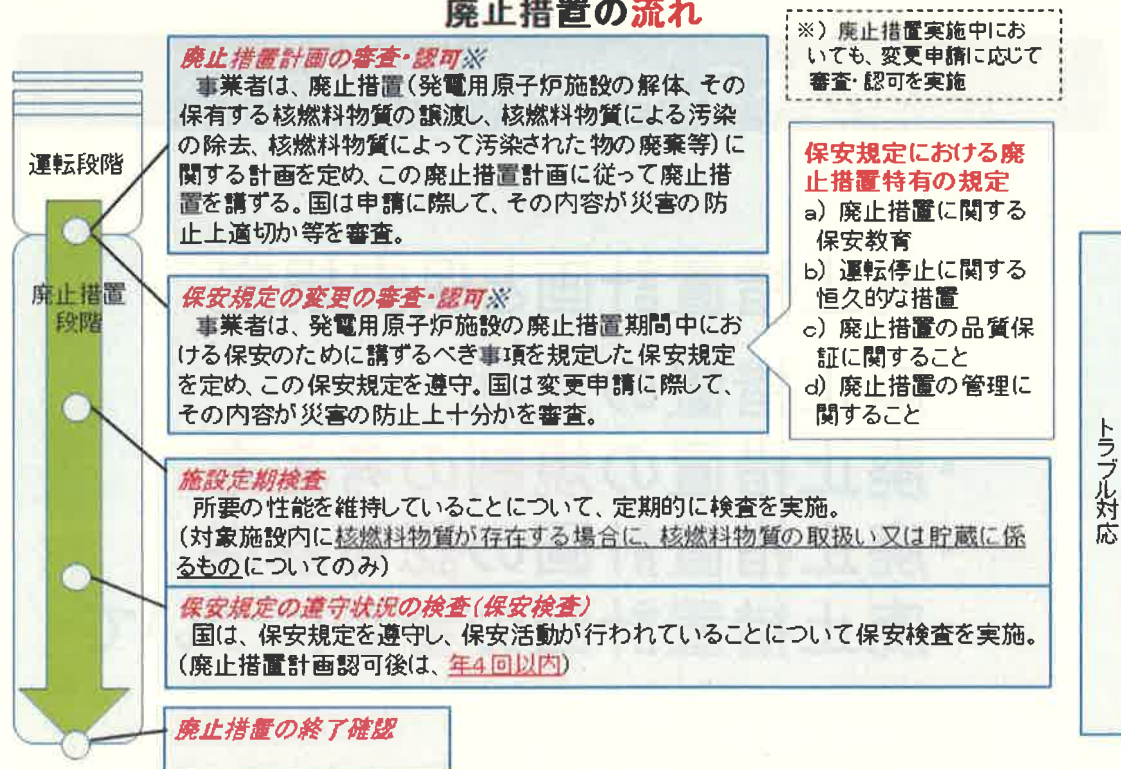
・**廃止措置計画とは、**

法令の基準を踏まえ安全確保を前提に技術的視点に立って発電用原子炉を安全に解体し、最終的に当該施設内に残存する放射性物質による周辺公衆への放射線被ばくのリスクを安全で合理的なレベルまで低減するための計画。

・**保安規定変更の内容は、**

運転段階から廃止措置を実施するため必要な事項を加え或いは変更(廃止措置に掛かる組織、保安教育、管理等)し、認可を受けること。

### 廃止措置の流れ



## 廃止措置の規制の考え方

### 運転中とは異なる観点での規制

- 原子炉等規制法に基づき、廃止措置に着手される前にその計画を国が認可。廃止措置終了までの間、厳格な安全規制を適切に実施する。
- 原子炉の運転中に安全確保のために要求される主な機能は「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」であるのに対し、廃止措置段階においては、「閉じ込める」に着目し、
  - ① 解体中における保安のために必要な原子炉施設の適切な維持管理の方法
  - ② 一般公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくの低減策
  - ③ 放射性廃棄物の処理等の方法が適切なものであるか等が求められ、廃止措置計画の認可の際に確認する。

5

## 廃止措置計画の認可基準

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「規則」という。)では、廃止措置計画の認可基準は、以下のとおり規定されている。

- 炉心から使用済燃料が取り出されていること  
(規則第119条第1号)
- 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること  
(規則第119条第2号)
- 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること  
(規則第119条第3号)
- 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上適切なものであること  
(規則第119条第4号)

原子力規制委員会は、事業者から申請された廃止措置計画認可について、上記の基準に適合していることを確認する。

6

## 廃止措置計画の審査について

【実用炉規則第116条】に定める認可の申請に対する審査(審査内規からの抜粋)

1. 廃止措置対象施設及びその解体の方法  
(実用炉規則第116条第5号)
  2. 核燃料物質の管理及び譲渡し  
(実用炉規則第116条第6号)
  3. 核燃料物質による汚染の除去  
(実用炉規則第116条第7号)
  4. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄  
(実用炉規則第116条第8号)
  5. 廃止措置の工程  
(実用炉規則第116条第9号)
-